



# 長野県報

3月12日(月)  
平成30年  
(2018年)  
第2956号

## 目次

### 規則

被服貸与規則の一部を改正する規則(職員課) ..... 1

### 告示

家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(園芸畜産課) ..... 2

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) ..... 3

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課) ..... 3

道路の占用を制限する区域の指定(道路管理課) ..... 6

建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の一部改正(建築住宅課) .....12

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....12

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....12

### 公告

争議行為を行う旨の通知の公表(労働雇用課) .....13

建設業法に基づく処分(建設政策課) .....13

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市・まちづくり課) .....13

都市計画案の縦覧(2件)(都市・まちづくり課) .....13

環境影響評価法に基づく準備書の作成及び縦覧(都市・まちづくり課) .....14

平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築住宅課) .....15

建築基準法に基づく道路の位置の指定(3件)(建築住宅課) .....16



被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月12日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第4号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(5)の項中「短期大学において庁務の技術業務に従事する職員及び」を削り、同1の(12)の項及び(13)の項を次のように改める。

(12)	削除				
(13)	削除				

別表の1中(14)の項を削り、「(14の2)」を「(14)」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

職員課